

役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第25条の規定に基づき、役員(理事及び監事)の報酬等について、必要な事項を定める。

(役員報酬)

第2条 役員には、次の各号のとおり報酬等を支給する。

(1)会長については、月額10,000円の報酬を支給する。また、法人業務を行う場合に別表1の通り別途、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、<旅費規程>に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(2)会長以外の役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、<旅費規程>に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(報酬等の支給方法)

第3条 会長に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1)報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、<職員給与規程第8条>に準じた日とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(令和4年6月23日一部改正)

この規程は、令和4年6月23日から施行する。

別表1

各種委員会参加(1回)	1,000円
-------------	--------

※同日、複数会議に参加の場合は、いずれか1回のみ支給することとする。